

農地売却の詳細説明

1 買受適格証明書の必要

農地の売却について、期間入札又は特別売却による買受けを希望するときは、原則として、市町村の農業委員会等が発行する買受適格証明書が必要です。買受適格証明書が必要な農地である場合には、公告書にその旨の表示があります。

なお、買受人の資格によっては、農地の買受けであっても、買受適格証明書が不要となる場合があります。主な場合としては、次のようなものがあります。

- ① 国又は都道府県が買い受ける場合
- ② 地方公共団体又は農業協同組合が特定農地貸付けの用に供するために買い受ける場合
- ③ 担保権の実行としての競売においての所有者（債務者でもある場合を除く。）が買い受ける場合

2 買受適格証明書とは

農地について所有権を移転するときは、農地法の規定により、原則として、農業委員会等の許可（届出で足りる場合もあります。）を受けなければなりません。

そこで、競売手続においては、農地の買受けを希望する人は、買受適格証明の申請を農業委員会等に対して行い、農業委員会等は、上記の農地法上の許可の申請（又は届出）があった場合と同様の審査を行います。

買受適格証明書を取得した人が最高価買受申出人又は特別売却の買受申出人と定められた場合は、改めて農業委員会等から所有権移転の許可書（又は届出受理通知書）を取得しなければなりません。

買受適格証明書を発行する官庁は、原則として、買受希望者が対象物件と同一市町村に居住する場合は物件所在地の市町村の農業委員会、その他の場合は都道府県知事ですが、例外もあります。

3 買受適格証明書を取得するには

まず、対象物件所在地の市町村の農業委員会に照会して、買受適格証明書を受けるにあたって、どのような手続が必要なのかを確認してください。その際、農業委員会が開催される時期についても、確認してください。開催時期によっては、競売のスケジュールとの関係で、期間入札又は特別売却に間に合わないこともありますので、注意してください。

農業委員会によっては、当該農地が競売による売却の手続中であることの証明書を求め

られることがあります。その場合、執行裁判所に対してこの証明書の交付申請をしてください。

4 買受適格証明書が発行されない場合

買受けをしようとしても、農業委員会等の審査の結果、買受適格証明書が発行されない場合があります。このような場合は、入札をすることができないことになります。主に次に該当する場合は、買受適格証明書が発行されない可能性があります。

- ① 小作地について、その小作農又はその世帯員等以外の者が買受けをしようとする場合（例外あり－許可申請6か月以内に小作農が書面で同意している場合等）
- ② 取得後に耕作等の事業に供すべき農地のすべてについて、自ら耕作等の事業を行うものと認められない場合（市街化区域内の土地は除く。）
- ③ 当該農地を取得した後、利用する土地の合計面積が一定の広さに達しない場合

5 入札にあたって

買受適格証明書が必要な物件については、入札書に買受適格証明書を添付して、執行官に持参又は書留郵便により送付してください。具体的な入札の方法については、執行官室にお尋ねください。

特別売却における買受けの申出についても、買受適格証明書を添付する必要があります。

6 最高価買受申出人と定められた場合（又は特別売却における買受申出人となった場合）のその後の手続

① 買受申出人証明書の取得

期間入札の開札の結果、最高価買受申出人と定められた場合、又は特別売却による買受申出人となった場合、まず、執行裁判所に対して、自分が最高価買受申出人（又は買受申出人）であることを証明する文書を交付するよう求める必要があります。

この証明文書としては、期間入札調書の謄本（抄本）が該当しますが、農業委員会によっては、別の最高価買受申出人であることの証明書を求めることもあります。具体的にどのような書面が必要なのかを農業委員会に確認した上、執行裁判所の窓口にてその書面の交付を申請してください。

② 農地法上の許可申請

執行裁判所から①の書面を受領してから、その書面を添付して、農業委員会等に対して農地法上の許可申請（又は届出）をしてください。

③ 許可書等の提出

許可又は届出の受理があったときは、その許可書（又は届出の受理通知書）を執行裁判所に提出してください。その提出時期は、原則として、あらかじめ定められた売却決定期日までですが、農業委員会等の関係で、許可等がなされるまでに相当の日数を要し、売却決定期日までに提出できないときは、執行裁判所に対して売却決定期日の変更申請をする必要がありますので、その場合は執行裁判所にご相談ください。

④ 売却決定

執行裁判所では売却決定期日において、許可書（又は届出の受理証明書）を確認の上、売却許可決定をするかどうかを判断します。

⑤ 売却許可決定後の手続

売却許可決定後の手続は、農地以外の入札の場合と同様であり、売却許可決定がなされたときは、その決定が確定した後で、代金納付期限が定められ、執行裁判所から、その期限及び残代金以外に必要な費用や提出書類が記載された通知が届くことになります。

（おわり）

入札時に提出する陳述書について

(お知らせ)

入札時には、入札書、住民票（コピーは不可）等のほか、陳述書も提出していただく必要があります（民事執行法 65 条の 2、民事執行規則 38 条 7 項、31 条の 2）。

入札書と共に陳述書が提出されないと、その入札は無効となります。また、陳述書の追完はできません。

陳述書の記載に不備がある場合には、入札が無効となることがありますので、記入、提出に当たっては、陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

なお、各陳述書の「陳述」欄にある「自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙（中略）のとおりです。」は、これに該当する場合のみ、□にチェックを入れてください。□にチェックが入っているのに、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない場合は、その入札は無効となります。

陳述書は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室でお受け取りいただくか、BIT (<https://www.bit.courts.go.jp/>) のホーム画面右下にある「ダウンロード」にも掲載しております。

必要書類など、ご不明な点は、神戸地方裁判所尼崎支部執行官室（06-6438-1869）までお問い合わせください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月15日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 吉 川 昌 宏

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 7月10日から 令和 7年 7月17日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 7年 7月24日 午前10時00分 神戸地方裁判所尼崎支部開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 7年 9月25日 午前10時00分 神戸地方裁判所尼崎支部競売係
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則33条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 4月15日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和6年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
1☆	9,890,000 7,912,000		1,980,000	1,438	0
備考	買受適格証明書を取得するには日数を要します。入札希望の方は、お早めに農業委員会等にお問い合わせください。				



物 件 目 録

☆1 所 在 丹波篠山市西吹字七ノ坪

地 番 79番

地 目 田

地 積 1004平方メートル

共有者 A 持分5分の1
共有者 B 持分10分の1
共有者 C 持分20分の1
共有者 D 持分20分の1
共有者 E 持分5分の1
共有者 F 持分5分の1
共有者 G 持分5分の1



物 件 明 細 書

令和 7年 1月21日

神戸地方裁判所尼崎支部競売係

裁判所書記官 谷 口 一 郎

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件共有者F及び氏名不詳者が占有している。

氏名不詳者の占有権原は使用借権と認められる。農地法3条の許可を受けていない。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

東側隣地との境界が不明確である。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 丹波篠山市西吹字七ノ坪

地 番 79番

地 目 田

地 積 1004平方メートル

共有者	A	持分5分の1
共有者	B	持分10分の1
共有者	C	持分20分の1
共有者	D	持分20分の1
共有者	E	持分5分の1
共有者	F	持分5分の1
共有者	G	持分5分の1



令和6年(ケ)第10005号
令和 6年 9月25日受理
令和 6年**12月24**日提出

現況調査報告書（物件1）

神戸地方裁判所尼崎支部

執行官 田口幸弘

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 丹波篠山市西吹字七ノ坪

地 番 79番

地 目 田

地 積 1004平方メートル

共有者 A 持分5分の1

共有者 B 持分10分の1

共有者 C 持分20分の1

共有者 D 持分20分の1

共有者 E 持分5分の1

共有者 F 持分5分の1

共有者 G 持分5分の1

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	兵庫県丹波篠山市西吹78-3 付近		
土地	物件1		
現況地目	☐ 宅地（物件 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☒ 農地（物件1 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☒ 土地所在図		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☒ 上記の者が田として使用し、占有している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 保管開始日 支部 令和 年 月 日 令和 年()第 号		
建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1関係)			
占有範囲	■全部 □		
占有者	□債務者 ■氏名不詳者 (個人、法人の別も不明)		
占有状況	□敷地 □駐車場 ■田 □居宅 □事務所 □店舗 □倉庫 □		
■関係人(■F(共有者) □ ())の陳述/□提示文書()の要旨			
占有権原	□賃借権 ■使用借権 □		
占有開始時期	年 月 日		
最初の契約日	年 月 日		
契約等期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
更新の種類別	□合意更新 □自動更新 □法定更新		
現在の契約等期間	年 月 日から □ 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし		
契約等貸主	□所有者 □その他の者 ()		
当事者借主	□占有者 □その他の者 ()		
賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) □前払 (分 円) □相殺 (分 円)		
敷金・保証金	□ない □ある (□敷金 円 □保証金 円)		
特約等	□譲渡・転貸を認める □		
その他			
執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1土地は、南側で道路に接する田であり、同道路面よりやや低位に位置する。
物件1土地の範囲は、北側は水路、西側はコンクリート擁壁、南側は道路で区分されているが、東側隣接地との境界は明瞭ではない。また、公図と丹波篠山市役所から提供を受けた地番参考図とでは南側の道路付近の土地の形状が異なるが、地番参考図が現況に近いと思われる。現地調査の結果及び地番参考図を参考にして、土地所在図を作成した。
物件1土地を概測したところ、登記地積よりも少ない可能性がある。
- 2 物件1土地は登記地目田であったので、執行裁判所から丹波篠山市農業委員会に対して照会がなされた。同農業委員会からの令和6年6月25日付け回答書の要旨は次のとおり。
 - (1) 照会の土地の現況が農地等であるかどうか。
(回答) 現地調査及び市所管の公簿等で確認したところ、「農地」と考えられる。
 - (2) 照会の土地の現況が農地法上の農地かどうか。
(回答) 農地法上の「農地」と思われる。
 - (3) 買受人は適格証明書が必要かどうか。
(回答) 農地法3条1項又は農地法5条1項による適格証明書が必要である。
 - (4) 転用許可がなされているときは、許可年月日、許可条項、転用目的並びに許可申請者の住所及び氏名。
(回答) 該当なし。
 - (5) 転用許可がされていないときは、その旨。
(回答) 該当なし。
 - (6) (5)の場合において、転用許可を得ないで土地の現況を農地以外のものに変更しているときは、原状回復命令が発せられる見込みの有無。
(回答) 該当なし。
 - (7) 照会の土地について、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利の設定に関する許可がされているかどうか。許可等がされているときは、許可年月日、許可条項、設定に係る権利及び申請者の住所及び氏名。
(回答) 市所管の公文書で確認する限り、農地法及び農業経営基盤強化促進法上の権利設定は現時点ではないと思われる。ただし、現況、水稻の耕作実態あり。
 - (8) 照会の土地が、農業振興地域の指定があるかどうか。
(回答) 指定あり。
 - (9) 照会の土地が、農用地区域の指定があるかどうか。
(回答) 区域外。
 - (10) その他参考事項。
(回答) 特記事項なし。
- 3 占有者について
共有者らに対して照会書を送付した。
共有者Fから、関係人の陳述欄記載のとおり陳述を得た。
共有者Aの法定代理人成年後見人Hからは回答書の送付があり、その内容は、関係人の陳述欄記載のとおり。
共有者Eからは回答書の送付がなかった。
共有者B、C、D、Gからは回答書の送付があつたが、はっきりした回答内容はなかった。
FとHから陳述等を得たが、より直接的なFの陳述を重視し、不明な点は多いものの3枚目記載のとおり報告する。
占有者の占有権原について、丹波篠山市農業委員会からは、農地法及び農業経営基盤強化促進法上の権利設定は現時点ではないと思われる旨の回答がある。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ F (共有者)	私は自分で耕作することができません。また、何もせずに放置しておくと雑草の処理に費用がかかります。そこで、第三者に耕作してもらっています。賃料はもらっていませんし、耕作物について私がもらうこともありません。こうすることによって、私としては雑草の処理費用がかからなくなります。第三者が誰なのかは言いたくありません。
■ H (共有者 A 法定代理人 成年後見人)	H からの回答書要旨は次のとおり 共有者 F が田として占有しています。 農家に田を貸し、米を作らせて購入しているとの情報があります。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
R6年10月1日 (火) 16 : 40 - 16 : 41	神戸地方法務局尼崎支局	登記事項証明書、公図等調査
R6年10月4日 (金) 16 : 20 - 16 : 22	丹波篠山市役所	課税状況等調査
R6年10月4日 (金) 17 : 20 - 17 : 25	物件所在地	所在確認、写真撮影
R6年10月7日 (月) 14 : 00	当庁	共有者らに対し照会書送付 (郵券 270 円 × 7 使用、返信用郵券 180 円 × 7 添付)
R6年10月17日 (木) 16 : 20 - 16 : 25	丹波篠山市大沢 2 4 6 - 1	共有者 F から聴取
R6年10月30日 (水) 12 : 50 - 13 : 30	物件所在地	物件調査、写真撮影、評価人同行
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版に縮小したものである



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し
西吹字七ノ坪

請求部分	所在	丹波篠山市西吹字七ノ坪				地番	79番			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日					備付年月日(原図)			補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(神戸地方法務局柏原支局管轄)

令和6年10月1日

神戸地方法務局尼崎支局

登記官

請求番号：12-1

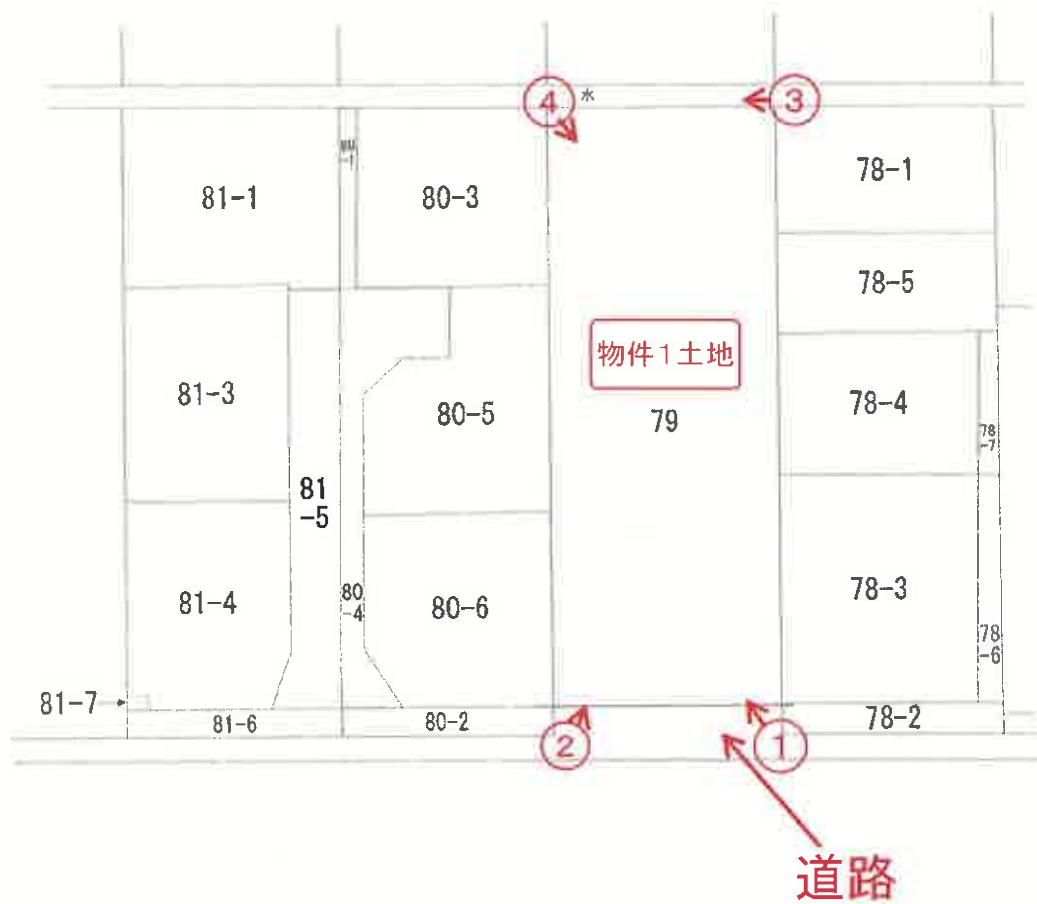
(1/1)

(7枚目)

45/46

4

土地所在図



←○は写真番号、撮影位置・方向を示す

本図面は、土地の概ねの所在を示したものであり、形状、方位、縮尺等について正確性を担保しているものではない。





3



4

令和 6 年 (ケ) 第 10005 号
令和 6 年 10 月 30 日 現地調査
令和 6 年 12 月 26 日 評価

神戸地方裁判所
尼崎支部 御中

評 価 書

(物件 1)

評価人 不動産鑑定士

明井 英雄

第1 評価額

番 号	評 価 額
1	金9,890,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	物件目録記載のとおり	下記特記事項のとおり
	所 在 地 番 地 目 地 積		
特 記 事 項			
	・公図と丹波篠山市地番参考図とでは、南側市道付近の土地形状に相違があるが、地番参考図が現況に近いと思われる。 ・東側隣接地との境界が不明瞭であり、対象物件の現況面積は登記地積よりも少ない可能性がある。 ・現況は第三者が耕作しているようであるが、農地法及び農業経営基盤強化推進法上の権利設定はなされていない。		

第4 目的物件の位置・環境等

土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 線 篠山口駅の北東方 約1.6 k m（道路距離） （附属資料所在図参照）	
付 近 の 状 況	中規模戸建住宅及び低層共同住宅を主体として、農地も残る住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ペ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域内未指定 指定なし 60 % 200 % 防火指定なし 特になし
画 地 条 件	登記地積 1,004m ² の長方形地（田） 間口×奥行 約18m×約51.5m 道路面よりも約30 c m低位にある。	
接面道路の状況	南側 約5.5m 市道	
土 地 の 利 用 状 況 等	現況調査報告書のとおり	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 あり ガ ス 配 管 なし 下 水 道 あり （注）供給処理施設における「あり」「なし」とは対象物件の前面道路に引込み可能な該当施設の本管が通っている・通っていない状態にあることをいう。	
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について特段の情報は得られなかったが、その有無及び内容について確実な情報を得るには専門調査機関による土壌汚染状況調査を要する。	
特 記 事 項	・ 物件1土地の範囲は北側は水路、西側はコンクリート擁壁、南側は道路で区分されているが、東側隣接地との境界は明瞭ではない。 ・ 物件1土地の概測面積は登記地積よりも少ない可能性（縄縮みの可能性）があるが、正確な地積を把握するためには、専門家による測量が必要である。 ・ 物件1土地は現況農地（田）であり、買受人は農地法（第3条第1項・第5条第1項）による適格証明書が必要である。	

第5 評価額算出の過程

1 土地価格の判定

目的土地の価格を次のとおり求めた。

番 号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	土地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	30,400	0.60	1,004.00	1.00	18,310,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 丹波篠山－3

公示価格等(円/㎡) 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格(円/㎡)
 $43,800 \times 101/100 \times 100/101 \times 100/144 \div 30,400$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率

◇標準化補正：方位等（1.01）

◇地域格差：街路条件 接近条件 環境条件 行政条件 格差率
 $100/101 \times 100/110 \times 100/130 \times 100/100 \div 100/144$

イ 個別格差：要造成、縄縮みの可能性 等（0.60）

ウ 地 積：登記記載数量

エ 建付減価：必要なし

2 評価額の判定

上記により求めた価格に、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

なお、件外建物がある場合にはその建物の有する土地利用権等が付着することによる制約を底地割合で考慮した。

番 号	土地価格(円) ア	底地割合 イ	市場性 修正 ウ	競売市場 修正 エ	評 価 額 (円) ア×イ×ウ×エ
1	18,310,000	1.00	0.90	0.60	9,890,000
一 括 価 格 (合 計)					9,890,000

イ 底地割合：必要なし

ウ 市場性修正：宅地として利用するにあたっては造成工事が必要となるため、需要者が限定的で市場性が劣る点を考慮した。

エ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

- 1 地価公示価格等 丹波篠山ー3
所 在 : 丹波篠山市杉字五反田74番15
価 格 : 43,800円/㎡
位 置 : JR線「篠山口」駅より道路距離610m
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 200㎡
供給処理施設 : 水道、下水
接 面 街 路 : 東側幅員6m市道に接面
用 途 指 定 等 : 第2種住居地域（建ぺい率60%，容積率200%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅に共同住宅が見られる住宅地域

- 2 固定資産税評価額（令和6年度）
物件1 : 102,749円

第7 附属資料

- 1 対象不動産及び地価公示地等の所在図
- 2 公図写
- 3 丹波篠山市地番参考図写し
- 4 参考写真

以 上

物 件 目 録

1 所 在 丹波篠山市西吹字七ノ坪

地 番 79番

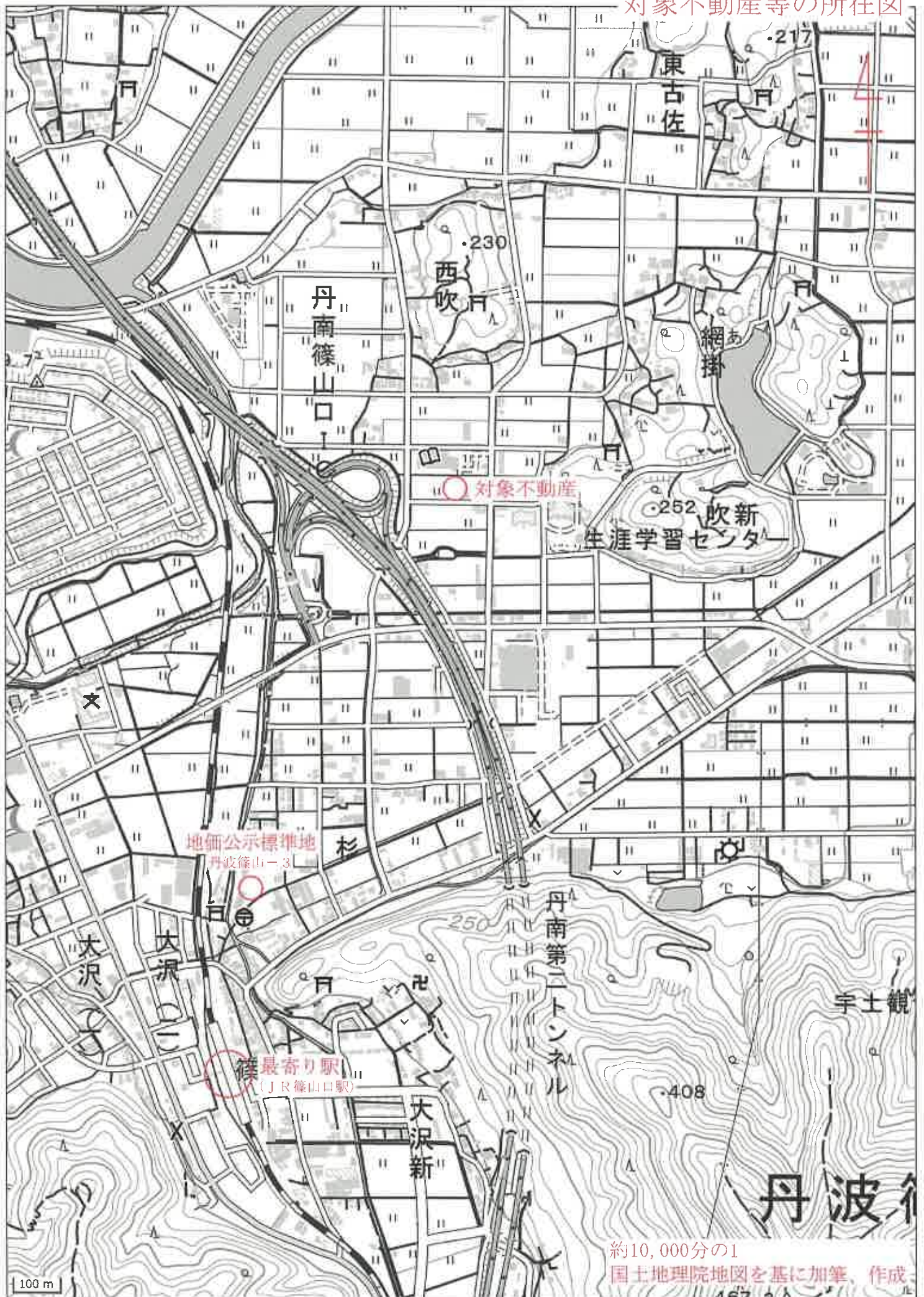
地 目 田

地 積 1004平方メートル

共有者	A	持分5分の1
共有者	B	持分10分の1
共有者	C	持分20分の1
共有者	D	持分20分の1
共有者	E	持分5分の1
共有者	F	持分5分の1
共有者	G	持分5分の1



対象不動産等の所在図





地番区域見出
西吹字七ノ坪

請求部	所在	丹波篠山市西吹字七ノ坪				地番	79番			
出力縮	縮尺不明	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面			種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日				備付年月日(原図)				補事項		

丹波篠山市地番参考

西吹七ノ坪80-2

縮尺：1/750

2024年10月03日



公用

丹波篠山市地番参考図写し



この図面は課税上の資料として作成したもので権利関係の確認に使用できません。



令和05年1月1日時点

参 考 写 真



対象物件を
南西方から撮影



対象物件を
南方から撮影



対象物件を
北東方から撮影